

いじめ防止基本方針 (改定版)

令和4年4月

東彼杵町立千綿小学校

1 【方針策定の目的】

千綿小学校いじめ防止基本方針は、これまでの取組に加え、国及び県の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。いじめの防止の対策等を本基本方針に示し、いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民さらに町の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して策定するものとする。

2 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○具体的ないじめの態様（例）

- （１）冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- （２）仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- （３）ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られ、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- （４）金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる。
 - ・脅かされ、お金を取られる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- （５）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげを強要される。

- ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して、暴言を吐かせられる。
- (6) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 【いじめの防止等に関する基本的考え方】

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめ防止対策推進法 第4条（いじめの禁止）

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行き渡らせることが重要であるこのため、学校は、いじめの未然防止の観点から、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める必要がある。

保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務等）

保護者は、家庭の豊かな人間関係の中で、児童のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。さらに学校、家庭、地域と一体となって取組を推進するための啓発活動が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。さらに、いじめの早期発見のため、定期的・必要に応じたアンケート

調査や教育相談の実施、電話相談窓口（24 時間子供 S O S ダイアル、メール相談窓口等）の周知等により、児童が相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、学校運営協議会と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童を見守ることが必要である。得られた情報は、全職員で共有すること。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、学校運営協議会や関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素から、いじめを掌握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校として組織的な対応をかのうとするような体制整備が必要である。

（４）認知後の対応について

いじめ問題を認知したら、関係の児童や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては速やかに学校や学校運営協議会、関係機関と協議することが必要である。P T A の会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、町町民課福祉係、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

学校教育目標

～ 千綿を愛し 心豊かで活力に満ち 主体性のある児童の育成～



【目指す子ども像】

1 明るく、思いやりのある子ども 2 たくましい子ども 3 進んで学ぶ子ども



【PTAとの連携】

懇談等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡し、日ごろから保護者と

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、担任等

(必要に応じて)

スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

【関係機関】

○町教育委員会
○民税児童委員
主任児童委員
○警察
○児童相談所
○医療機関

【学校運営協議会】

事案発生時の迅速な対応ができるよう常に連携を取り合い、情報交換を密に



【いじめ防止】

- (1) 教科指導の充実
- (2) 保護者や地域との連携
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 生徒指導の充実
- (5) 特別活動の充実
- (6) 児童理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭、地域社会との連携強化を図り、いじめは絶対に許さないという風土を培っていくことが大切である。

【いじめの早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。あわせて、個人カードの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいるでも情報を共有するよう努める。また、「個人カード」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、日記の活用等、きめ細やかな把握に努める。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。相談箱を設置し、児童の声をいつでも聞ける環境づくりを行う。

また、その充実に向け、町教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに関する措置】

- (1) 適確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア. いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速勝正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ. いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ. 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

①いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○いじめを生まない学校づくり

ア. 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ. 教師の指導力の向上

県教育委員会作成「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

ウ. 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

エ. 道徳的実践力を培う道徳教育の充実（道徳授業の公開）

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」、「人権週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

オ. 子どもの自己肯定感の育成

児童と教職員及び児童同士の信頼関係を構築し、自他を認め一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

カ. 子どもの自己指導力の育成

児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的

に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、児童の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

キ．家庭・地域社会、関係機関との連携強化（学校運営協議会等）

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「いじめは絶対に許さない」を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

ク．学校いじめ防止基本方針の周知

年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

ケ．学校いじめ防止基本方針による取組の評価

学校基本方針による取組の状況について、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

また、教員評価においては、日頃から児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際は問題を隠さず、迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等について評価する。

②いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、さらには児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○早期発見のための措置

ア．教職員による観察や情報交換

児童のささいな変化に気づいた場合、定例の生活指導研修（月 1 回）や職員連絡会（週 1 回）時に報告し合い、研修の充実を深める。また、教職員がいつでも情報を共有できるよう「生徒指導用個人カード」を効果的に活用する。

イ．定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生徒指導用個人カードの活用、さらにはメッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、きめ細やかな把握に努める。

ウ．教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることが教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、学校内外の専門家の活用を図る。

エ．相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

（24 時間子供 S O S ダイアル、メール相談窓口、親子ホットライン等）

オ．相談箱を設置し、児童の声をいつでも聞ける環境づくりを行う。

カ．いじめの早期発見のためのセルフチェック（職員向け）を定期的に行う。

番号	項 目	○ ×
1	朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。	
2	掲示物が破れていたり落書きがあったりしていませんか。	
3	班にすると机と机の間にすきまがありませんか。	
4	授業中、教職員の見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。	
5	教職員がいないと掃除がきちんとできていないことはありませんか。	
6	事由にグループ分けをさせると特定の子どもが残ることはありませんか。	
7	些細なことで冷やかしたりするグループはありませんか。	
8	学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子はいませんか。	
9	自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。	
10	特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。	

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○実際の対応

ア．いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ．組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ．いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、

確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。

エ．いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に、保護者に伝え、継続的な助言を行う。

オ．いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

カ．集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

キ．継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

いじめに係る行為が解消していることとは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期期間が必要であると判断される場合は、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。判断する時点においては、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められること。また、児童の保護者に対しても面談等で確認する必要がある。

いじめに係る行為が解消していると判断されても、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に継続的な指導や見守りが大切である。

ク．ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

○年間計画

月	主な活動内容	備 考
4 月	いじめ防止基本方針具体策の確認（職員間の共通理解） P T A 総会での説明（保護者との連携） 家庭訪問	○職員連絡会 毎週月・木曜日 （児童の情報交換、共通理解）
5 月	学校いじめ対策委員会（1）	
6 月	アンケートの実施 教育相談・個別面談 学校運営協議会（地域との連携）	○生活指導研修会 月末金曜日（月1回） 「生徒指導用個人カード」 （児童の情報交換、共通理解）
6 月 7 月	長崎っ子の心を見つめる教育週間の取組 （教育活動全般、道徳の授業公開） 夏休み前の地区懇談会（保護者との連携）	
8 月	校内研修会	○授業参観・懇談会 学期2回程度 （保護者との連携）
9 月		
10 月	運動会（学校・保護者・地域の連携）	○縦割り掃除 適宜実施 ○人権集会に関わる 取組（標語等）
11 月	アンケートの実施 教育相談・個別面談	
12 月	人権集会	
1 月		
2 月	学校いじめ対策委員会（2） 学校運営協議会（地域との連携）	